

令和5年度第1回
沖縄県都市計画公聴会 記録

那覇広域都市計画道路および中部広域都市計画道路の
都市計画変更案作成に係る公聴会

1. 日 時：令和5年10月20日(金) 午後7時～午後7時15分
2. 場 所：北前区自治会・公民館
3. 案 件：那覇広域都市計画道路 1・4・3号 宜野湾道路
3・1・1号 国道58号宜野湾バイパス
3・2・1号 国道58号
中部広域都市計画道路 1・4・1号 宜野湾道路
3・1・1号 国道58号

出席者：

- (1) 議 長 沖縄県土木建築部建築都市統括監 金城 新吾
- (2) 公述公聴者 住民等、行政関係者（都市計画決定権者（沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課）、事業者（内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所）、地元市役所（宜野湾市建設部都市計画課）
- (3) 公 述 人 1名

【開 会】

○ 司会

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより那覇広域都市計画道路および中部広域都市計画道路の都市計画変更案を作成することについての公聴会を開会いたします。

私、本日の司会を務めます、沖縄県都市計画・モノレール課の渡嘉敷と申します。よろしくお願いたします。

本日の公聴会は、お手元の会次第に沿って進めてまいります。なお、沖縄県都市計画公聴会規則第5条の規定により、本公聴会におきましては、公述申し出をなされた方のみ意見陳述が認められますので、御理解と御協力をよろしくお願いたします。

なお、公聴会閉会后、事業者である南部国道事務所、地元自治体である宜野湾市も一緒に意見交換の場を設けたいと思っておりますので、御都合がよろしければ御参加のほどよろしくお願いたします。

公聴会の議長につきましては、同規則第9条の規定に基づく指名により、沖縄県土木建築部建築都市統括監の金城新吾が務めます。

また、傍聴の方にお願いたします。事前にお配りしました公聴会傍聴要領を御一読の上、会の進行に御協力をよろしくお願いたします。

ここで、行政の立場として公述意見を伺う職員を紹介いたします。

初めに、都市計画決定権者を代表しまして、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 課長の下地です。

○ 公述聴取者（行政関係者（都市計画・モノレール課長））

（起立一礼）

○ 司会

続きまして、事業者を代表しまして、内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所より副所長の具志堅です。

○ 公述聴取者（行政関係者（内閣府沖縄総合事務局南部国道事務所副所長））

（起立一礼）

○ 司会

また、関係市町村を代表しまして、宜野湾市建設部都市計画課に参加いただいております。

○ **公述聴取者（行政関係者（宜野湾市建設部都市計画次長、技幹））**

（起立一礼）

○ **司会**

それでは、議長、進行をお願いします。

【公聴会に関する説明】

○ **議長**

本日、議長を務めさせていただきます、沖縄県土木建築部建築都市統括監の金城でございます。これから会の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、那覇広域都市計画道路1・4・3号宜野湾道路、3・1・1号国道58号宜野湾バイパス、3・2・1号国道58号及び中部広域都市計画道路1・4・1号宜野湾道路、3・1・1号国道58号の計画原案に対する公聴会であります。

本原案については、令和5年9月25日に北前区自治会・公民館、27日に沖縄コンベンションセンターの2か所において住民説明会を行った後、都市計画法第16条第1項に基づき令和5年9月29日から10月13日までの2週間、縦覧を行い、公述申出を募集してきたところであります。

この結果、お一方より公述申し出がありましたので、同法第16条第1項に基づき、公述人として公の場で直接意見を述べていただくものとして、本日の公聴会を開催するものであります。

公述に移ります前に、公述人の方をお願い申し上げます。

私がお名前をお呼びいたしますので、お名前を呼ばれましたら、公述席に移られて公述を開始してください。公述は、事前に申し出のあった公述内容に基づいて、都市計画原案に関する範囲で御発言をお願いいたします。

また、あくまでも公の場で意見を述べていただくことが公聴会の趣旨でございますので、都市計画原案作成者に対してこの場で回答を求めるといったようなものではない、ということをおあらかじめ御了承ください。

それでは、公述人の方、お願いいたします。

【公述人による公述】

○ 公述人

皆様、こんばんは。本日、正式には総支配人が出席して公述する予定でございましたけれども、急きょ出張で東京に行っておりますので、管理部のほうで対外的な渉外の担当をしております私のほうから公述をさせていただくということ、まず御了承いただきたいと思っております。

先ほど議長からも御説明がありましたように、住民説明会にも総支配人と同行いたしましたして計画案を聞かせていただきました。その中で持ち帰りまして、当ホテル内でいろいろ議論をしたところでございますけれども、その中で出てきた懸念材料といいたし、課題がございましたので、それを今回の公聴会という場で述べさせていただきまして、皆様の御計画の参考にしていただければということで、今日公述を申し出たというのが次第でございます。

まず私どもが関係している業界としまして観光業がございまして、沖縄県のリーディング産業として県民の雇用や暮らしを支えるとともに、沖縄経済における重要な推進力として県の振興発展の一翼を担っていると考えております。

そして、当ホテルとしましても今後観光産業の一員として持続していくためにも、利用客の満足、そして再度お越しいただけるようなリピーターの多いホテルづくりを進め、宜野湾市、そして沖縄県の観光の一助になりたいと考えているところでございます。

そういった観点から、今回の都市計画の変更にあたりまして3点、公述をさせていただきますと思っております。

まず1点目でございまして、当ホテルの正面に高架道路ができるという御説明をいただいておりますけれども、高さを聞いたときに大体10メートルぐらいの高さになるのではないかと御説明がございました。10メートルという高さとしましては、当ホテルの構造からしまして海に面した部屋を全部造っておりますので、ホテルとしての外観が変わってしまうという懸念がございまして。

そこで、現状3階から4階フロア、そして2階のプールエリアからの眺望というのが高架道路によって遮断されてしまうという懸念がございまして、もし可能でございましたら、現状の景観を維持するような高さを御検討いただければということです。現在の建築・建設技術を駆使していただきまして、橋桁の高さ、厚みというのでしょうか、そういったものも御検討いただいて、できるだけ低く抑えていただければと望ましいと考えております。

す。

2つ目でございますけれども、ホテル正面に交差点を新設していただければと考えております。

高架道路新設に伴いまして、交通量、交通の流れというのが相当変わってくるのかなと考えております。そこでホテル正面、ちょうど中央分離帯の切込みがございますので、それを利用する形で横断歩道をつけていただいて、歩行車の横断、そして車両の右左折の利便性を向上させていただいて、併せて交通事故の防止を図っていただければと考えております。

3つ目でございますけれども、高架道路のインターチェンジの位置についての意見でございます。

現行の計画では、海浜公園の入り口にインターチェンジを設けるということになっているかと理解しておりますけれども、このインターチェンジにつきまして、できればコンベンション側のほうへ移動していただいて、そのコンベンションエリアで行われる各種スポーツ、そしてイベントのアクセス、そして交通の流れというものを重視した取付け位置にいただければと考えております。

以上、今回の宜野湾バイパスの高架道路の建設に当たりまして、地元の観光業を代表する形になりますけれども、何とぞ御検討、御理解をいただきまして御配慮いただければと考えている次第でございます。

以上で公述を終わりたいと思います。

○ 議長

どうもありがとうございました。

それでは、公聴会以降の今後の手続について、沖縄県都市計画・モノレール課より説明をお願いいたします。

【公聴会以後の手続きの説明】

○ 沖縄県都市計画・モノレール課長

公述人の方におかれましては、公述いただきありがとうございました。

今後の都市計画決定までの手続について御説明いたします。

お手元に配布しました資料の会次第の裏面に、都市計画変更の手続が記載されておりますので御覧ください。中央がフローになっております。

本日公述いただいた御意見に対する見解については、南部国道事務所、宜野湾市と検討した上で、⑦番に示す都市計画法第 17 条に基づく「都市計画の案」を作成し、再度、公告と縦覧を行う予定であります。

なお、本日の御意見に対する見解は、「都市計画の案」の公告日以降は、県のホームページより御覧になることができます。

都市計画の案の公告と縦覧は 11 月中旬を予定しておりますが、その際は県の公報と新聞にて公告するとともに、県のホームページでも公開し、2 週間の縦覧をいたします。

また、「都市計画の案」の縦覧期間中に、⑧番に示すように、再度、県に対し意見書を提出することも可能となっております。

その後、⑨番、令和 5 年 12 月下旬に開催を予定している沖縄県都市計画審議会に、「都市計画の案」に意見書を添えて本案件を付議いたします。なお、本日公述いただいた御意見とその見解についても、併せて報告いたします。

その後、都市計画審議会の審議の結果を踏まえ、県が都市計画として決定する予定であります。

以上が、都市計画変更手続の内容でございます。

○ 議長

以上でございます。

それでは、以上をもちまして公聴会を終了したいと思います。公述人の皆様、関係者の皆様、どうもありがとうございました。

司会へマイクを返します。

【閉 会】

○ 司会

冒頭でもお伝えしましたが、引き続き、会場後ろの図面を見ながら意見交換の場を設けたいと思っておりますので、御都合がよろしければ御参加よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、那覇広域都市計画道路および中部広域都市計画道路の都市計画変更に関する沖縄県の案を作成することについての公聴会を閉会させていただきます。

皆様、御協力ありがとうございました。